

上青小学校いじめ防止基本方針ダイジェスト版

1 上青小学校いじめ防止基本方針について

(1) はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教員が抱え込むことなく、学校が一丸となって組織的に対応することが重要です。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要です。

入善町立上青小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「上青小学校いじめ防止基本方針」を作成しました。今後も、実態に応じ見直しを図り、いじめ防止に努めていきます。

(2) いじめに対する基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての児童に関わる問題であるという認識に立ち、児童が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて児童が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

(3) いじめの定義

いじめの定義は、法第 2 条において、次の通り規定されており、本校はこれを踏まえて取り組むものとします。

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等※1に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※2にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※3を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(法第 2 条。以下、枠内は法の条文)

※1・・・「児童等」とは、学校に在籍する児童をいう。

※2・・・「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※3・・・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要です。いじめの認知は、特定の教職員のみにすることなく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行います。

学校の具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがあります。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、個人・集団から無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・ 令和6年度の認知件数7件

いずれの事案においても、直ちに校内委員会を開き事実を確認した上で今後の対応等について話し合い、児童に対する指導および保護者への連絡、指導の協力を行いました。また、いじめ未然防止・早期発見の取組等について、全職員で確認と共通理解を図りました。今後も、週に一度行う生徒指導上の情報交換を活用して指導や情報収集に努めます。

(2) 本校の課題

- ・ 日頃何気なく友達に対してひやかしからかいをするなどの言動や、直接または間接的な言葉による嫌がらせが見られるなど、いじめとともれる場面が見受けられます。
- ・ 学童保育との連携を細やかに図り、問題意識の共有に努めます。
- ・ 相談の体制については、児童が気軽に相談でき、素直に自分の気持ちを話せるよう、温かい雰囲気づくりに努める必要があります。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの未然防止のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。そして、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成させ、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。

また、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくるよう努めます。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

学校では、いじめの未然防止に対し、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、共通理解を図りながら徹底して取り組みます。

また、日頃から個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童の自己肯定感、自己有用感を高め、児童が楽しく学び、生き生きとした学校生活を送れるよう努めます。

具体的な対応策

- ① 分かりやすい授業、生徒指導の機能を生かした授業（自己有用感や自己決定の場を与えるなど）に努めます。また、授業の中で話し合い活動を取り入れるようにし、学び合いを通じた絆づくりに努めます。
- ② 学校の教育活動全体で行う道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、児童の社会性を育み、「いじめをしない、させない、許さない」態度の育成に努めます。
- ③ 規範意識を高め、規律ある学校生活ができるよう学級活動や道徳の時間を充実させ、温かい人間関係づくりに努めます。
- ④ 学級では、安心して生活できるように学級での居場所づくりに努めます。
- ⑤ i-check 調査を行い、学級不適応傾向等の学級の実態を把握し、よりよい学級づくりのため、具体的な方策を立てて取り組みます。
- ⑥ 「いじめを生まないための『教師の“気づき”のポイント』」【資料１】等を活用し、いじめの早期発見に努めます。
- ⑦ 早期発見に向け保護者との連絡を密にします。
- ⑧ 児童会活動の活性化を図り、各学級でのいじめゼロに向けた具体的な取組の話し合い、標語やポスターの掲示、人権週間での全校集会等、児童の自治力を高めます。
- ⑨ いじめ問題に関する年間計画【資料２】を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。
- ⑩ 携帯電話やインターネットのメール、SNS等を通じて行われるいじめに対する方策として、保護者と連携しながら学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ⑪ 学童保育との連絡を密にし、問題意識の共有に努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりします。大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

このため、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努めるなど、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努めます。合わせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

学校では、日頃から全ての教職員が、児童が発する危険信号を見逃さないようにして、その一つ一つに的確に対応し、いじめの早期発見に努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

いじめがあることを確認した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行います。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図ります。

学校では、校長を中心に一致協力体制を確立します。いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むことなく、「組織」で情報共有し、組織的に対応します。

(4) いじめ解消の定義

少なくとも3か月間は「組織」で観察・情報収集を行い、情報を共有し、組織的に対応します。その上で、いじめに係る行為が止んでいることと、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、本人および保護者と面談等を行い確認できたときに、いじめは解消したものと捉えます。

4 家庭や地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携が必要です。PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進していきます。

また、多様な大人から存在を認められること、学級以外の人間関係を築けること、多様な価値観に接すること等がいじめの早期発見等やいじめられている児童の支えとなりうることから、日常から学校内外で児童と多くの大人が接するように取り組んでいきます。

以下に、具体的な取組を示します。

- ① 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めます。
- ② 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図ります。
- ③ いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、協力してその解決に当たります。
- ④ PTAや学校評議員会等、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めます。

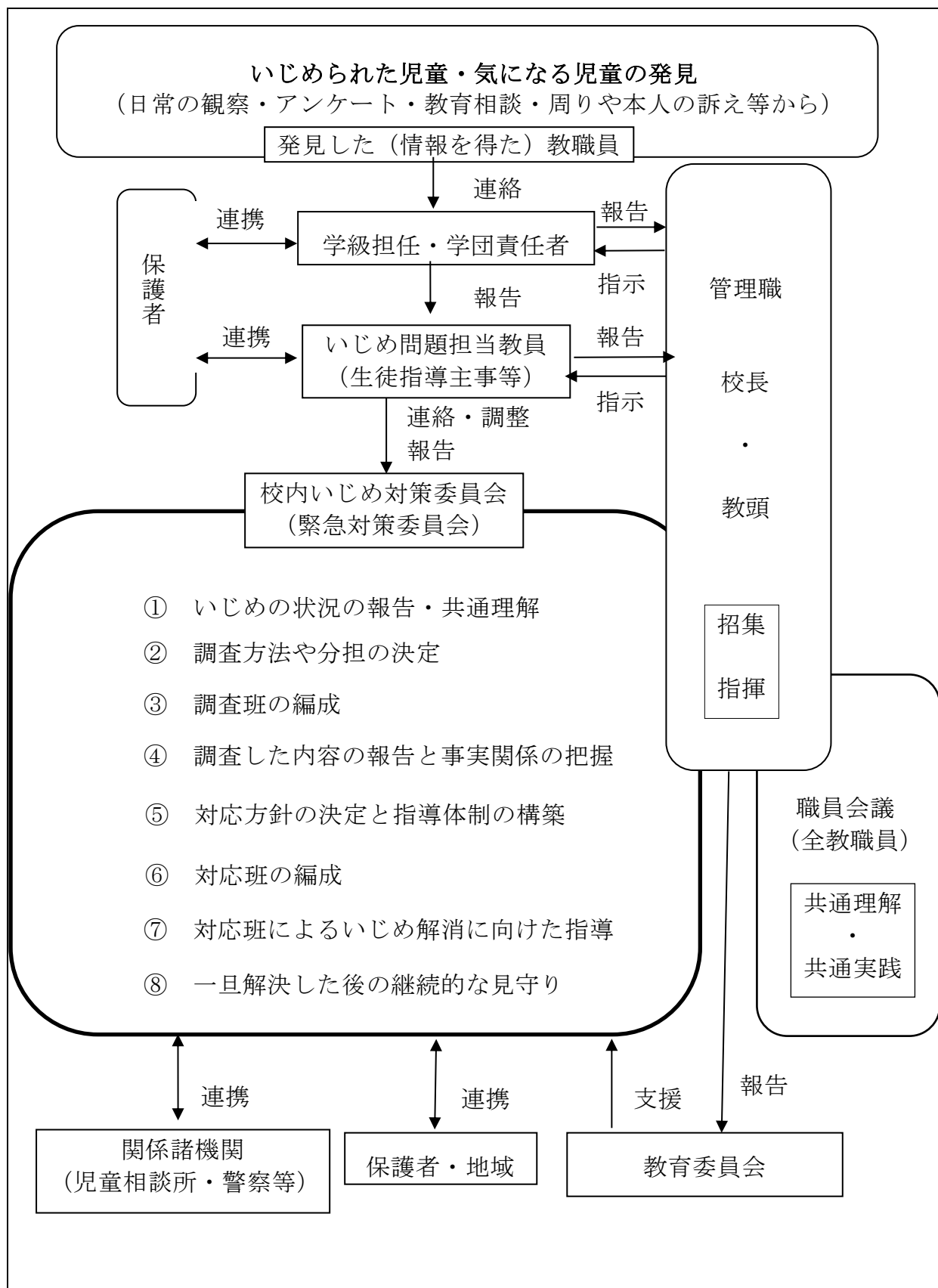
(PTA総会、学級懇談会、学校評議員会等)

【資料 1】 いじめ問題への取組の年間計画

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
校内委員会等	← 事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施 → いじめ防止委員会① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解 職員会議 H P や学年便りによる保護者啓発 いじめ問題に関する職員研修会①				
未然防止への取組	① 学級づくり、人間関係づくり (i-check 調査 宿泊学習 遠足 なかよしタイム 等) 各委員会による、異学年交流をねらう企画・集会等 情報モラル指導				
早期発見への取組	★	★	★	★	★
	教育相談旬間①				
校内委員会等	← 事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施 → いじめ防止委員会② ・情報共有 ・2・3 学期の指導計画の確認 いじめ問題に関する職員研修会② いじめ防止委員会③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し				
未然防止への取組	② 学級づくり、人間関係づくり (i-check 調査 運動会 なかよしタイム等) ③ 学級づくり 人間関係づくり (6 年生を送る会 卒業式等) 情報モラル指導 道徳・特別活動計画へ生かす 人権教室、児童会による「人権週間」への取組等 各委員会による、異学年交流をねらう企画・集会等				
早期発見への取組	★	★	★	★	★
	教育相談旬間② 教育相談旬間③ 保護者 学校評価アンケート				

★ 生活アンケート
(悩み・いじめアンケート)

【資料2】 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



家庭用いじめ発見チェックリスト

登校するまでの様子

- ☐ 朝、なかなか起きてこなかったり、具合が悪そうだったりすることがある。
- ☐ いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- ☐ ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする。
- ☐ 登校時間が近付くと、頭痛や腹痛等体調不良を訴えて、登校を渋る。
- ☐ 遠回りをして登校（下校）するようになる。
- ☐ 途中で家に帰ってくる。

日常における家庭生活の変化

- ☐ 服の汚れや破れ、体にあざや擦り傷があってもその理由を言いたがらない。
- ☐ すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。
- ☐ いつもより帰宅が遅い。
- ☐ 自転車や持ち物等が壊されている。
- ☐ 学校の話をしたがらない。
- ☐ 道具や持ち物に落書きがある。
- ☐ お金の使い方が荒くなったり、家のお金を無断で持ち出したりする。
- ☐ 学用品がなくなったり、買い与えた覚えのない物を持っていたりする。

友人関係の変化

- ☐ 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなる。
- ☐ 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。
- ☐ 友達に横柄な態度をとっている。

家族との関係の変化

- ☐ 親と視線を合わせない。
- ☐ 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- ☐ 親への反抗や弟や妹をいじめる。ペットにやっあたりする。

保護者の皆様へ

お子さんの気持ちは日々変わっています。晴れの日もあれば、雨の日もあります。学校であったことはもちろん、家庭でいろいろな話をする機会を多くもってください。このチェックシートをもとにお子さんの様子を見ていただき、ご心配なことがありましたら、学校へご相談ください。